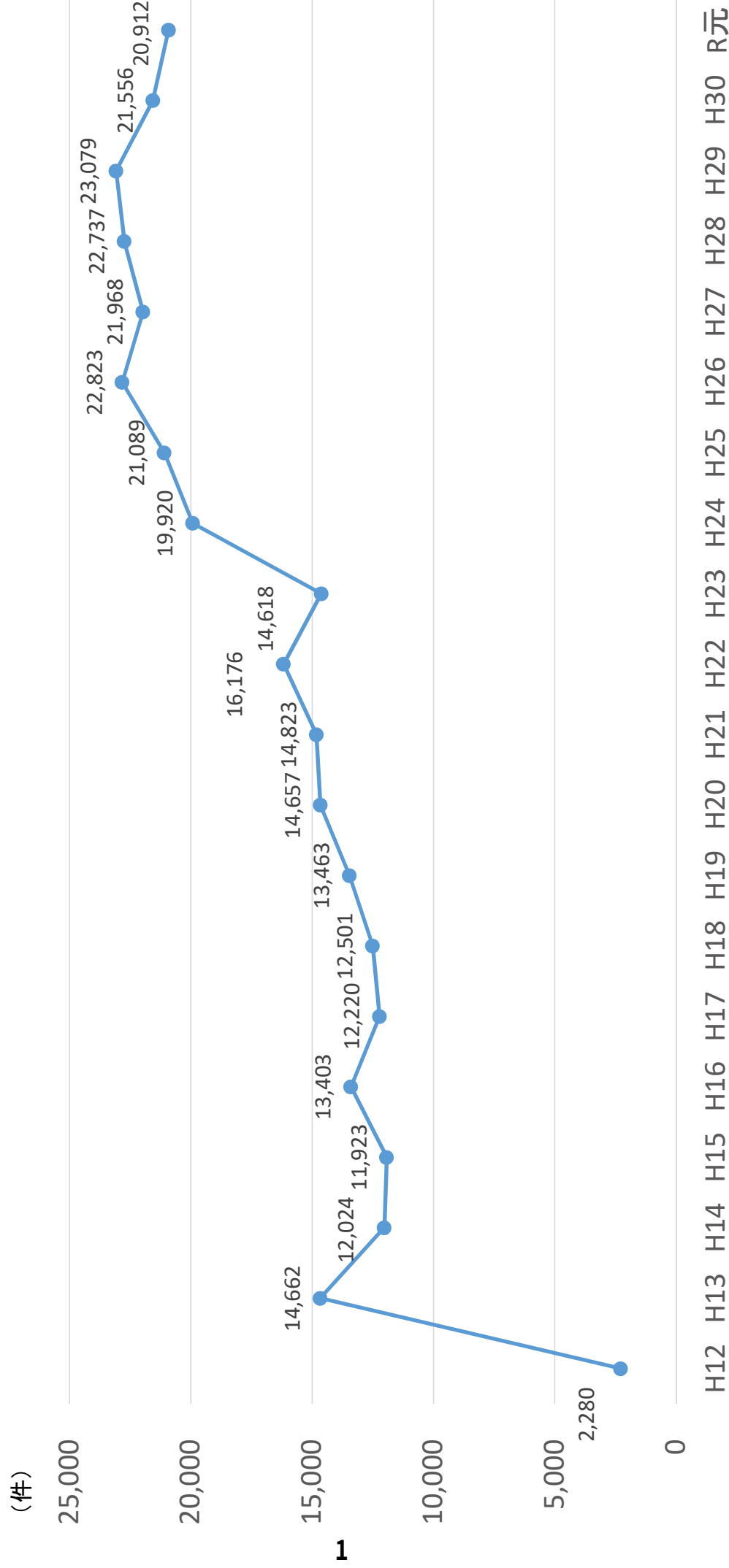


ストーカー事案及び配偶者からの 暴力事案等への対応状況等について

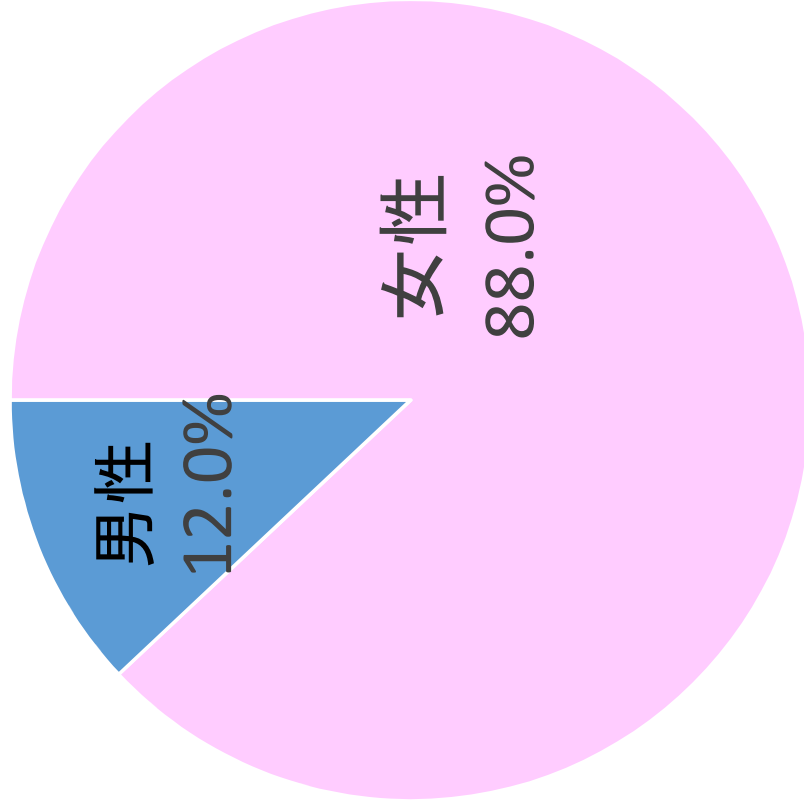
ストーカー事案の相談等件数の推移



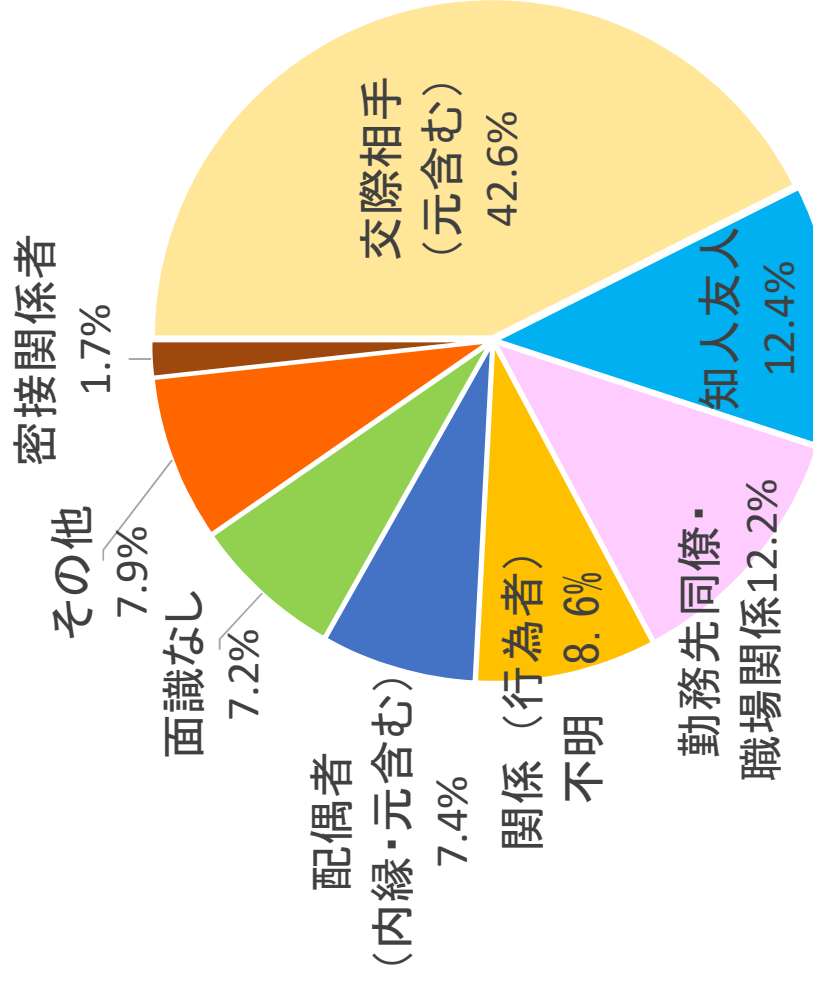
※平成12年はストーカー規制法施行日(11月24日)以降の件数

ストーカー事案の被害者の性別、加害者との関係

被害者の性別

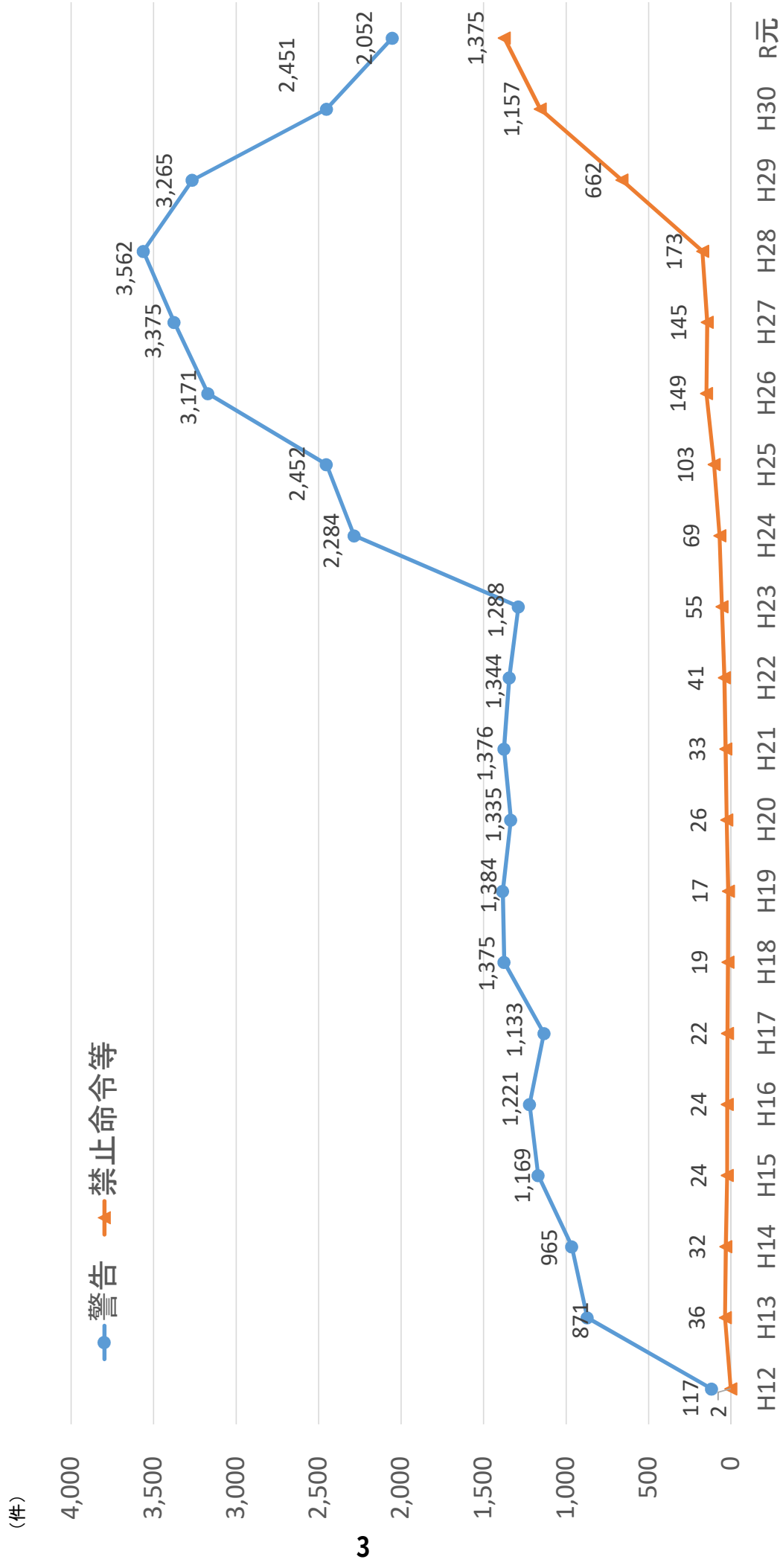


被害者と加害者の関係



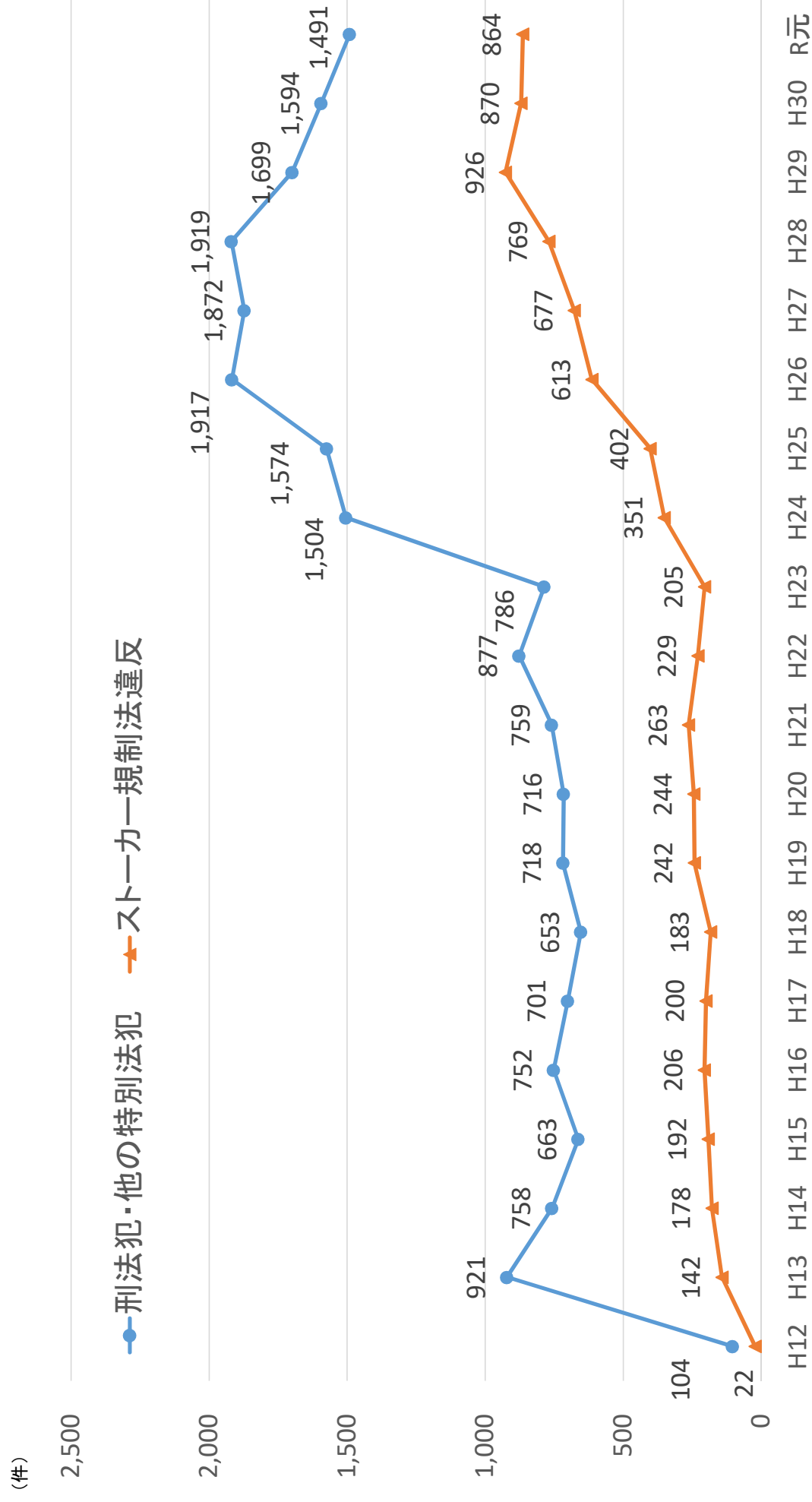
※「密接関係者」とは、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者（家族、友人等）

ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等件数の推移

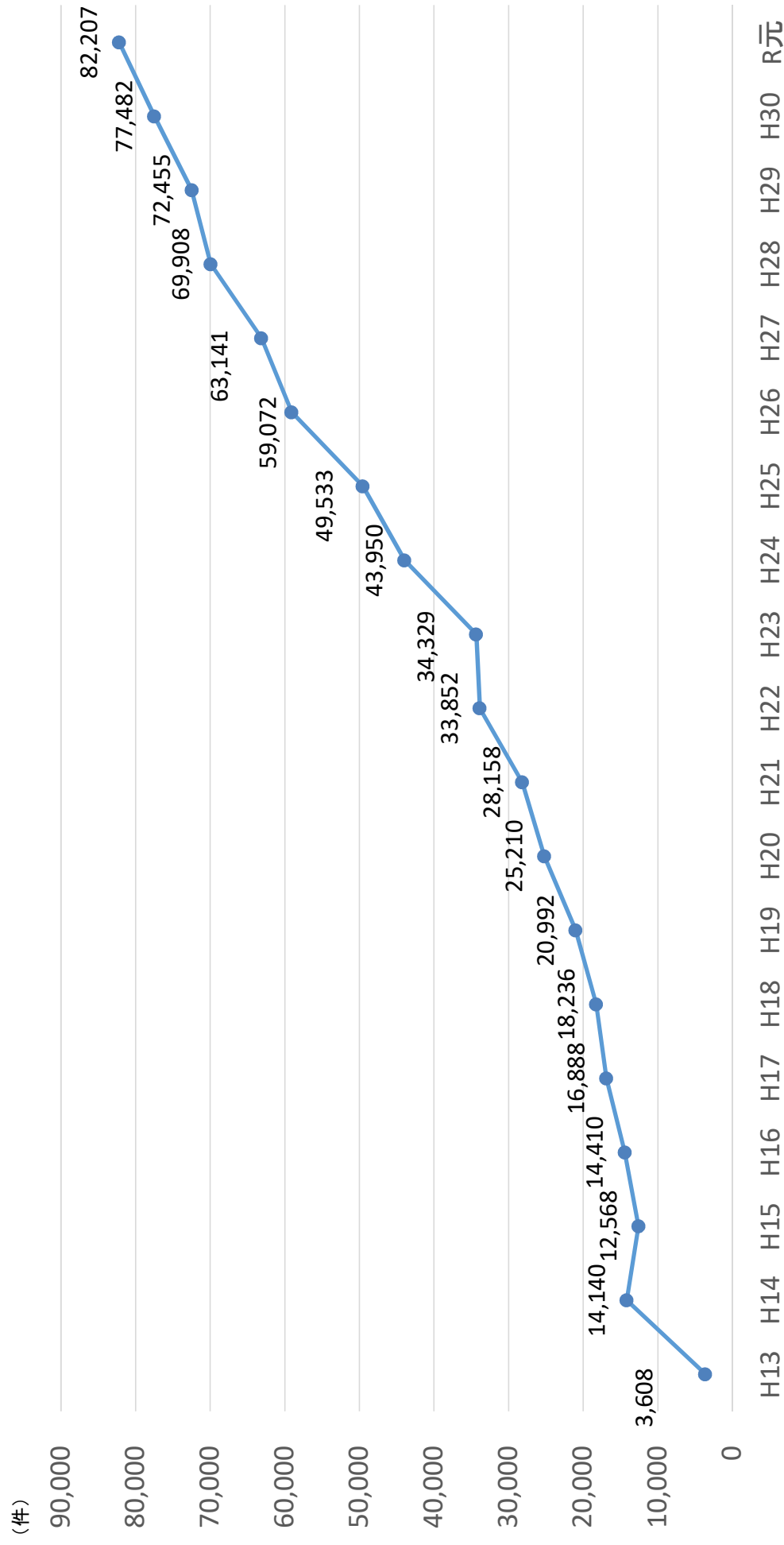


※平成12年はストーカー規制法施行日(11月24日)以降の件数

ストーカー事案の検挙件数の推移



配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移

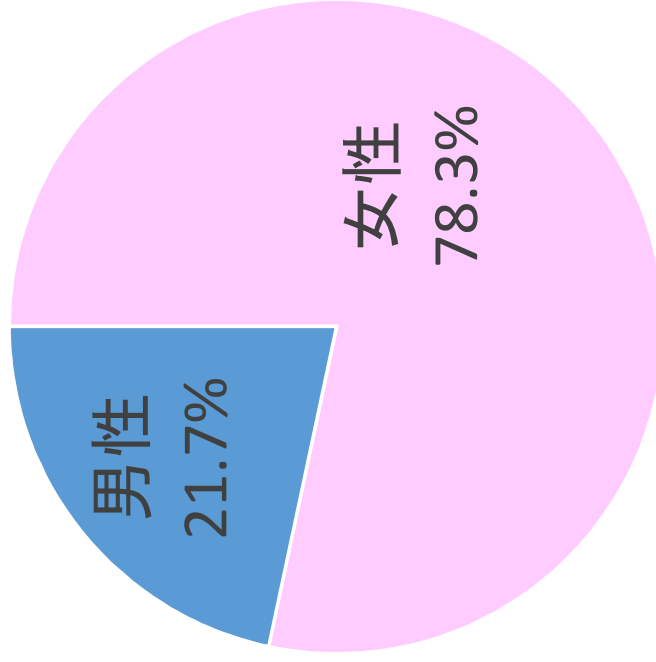


※ 1 平成13年は配偶者暴力防止法施行日(10月13日)以降の件数

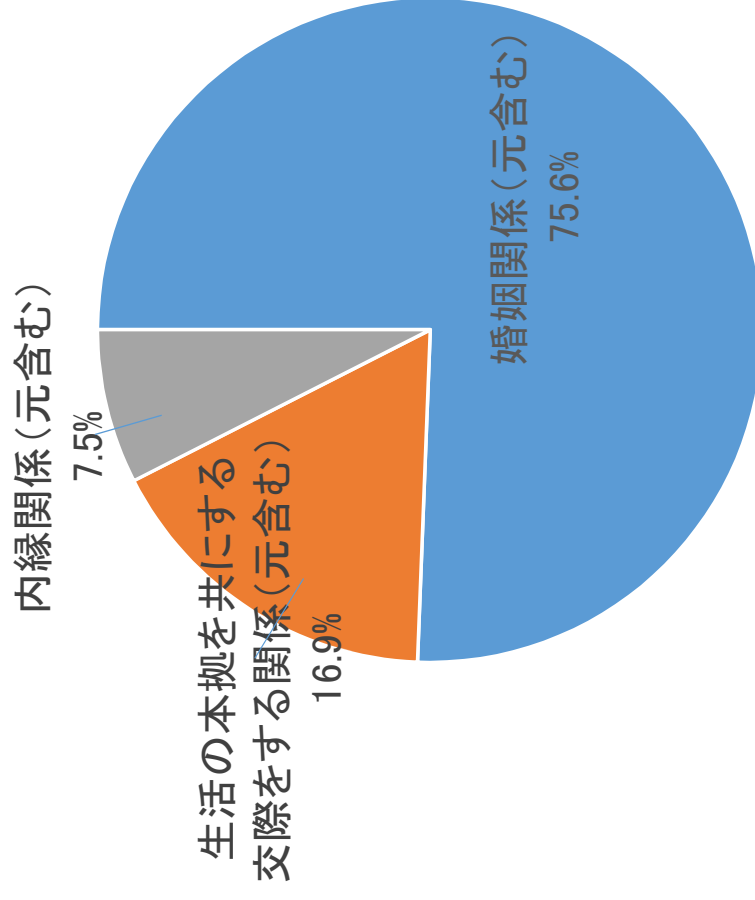
2 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また26年1月3日施行以降生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

配偶者からの暴力事案等の被害者の性別、加害者との関係

被害者の性別



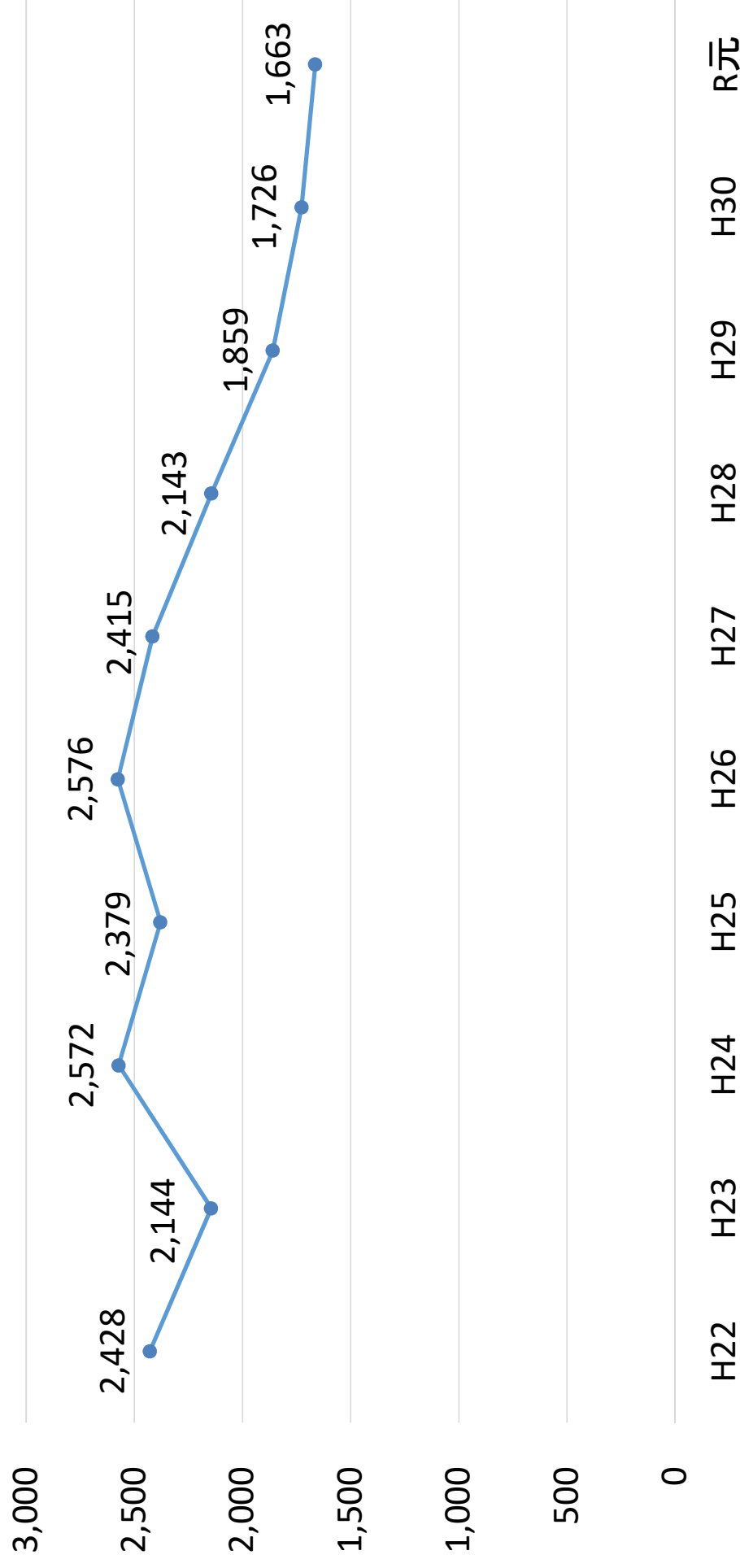
被害者と加害者の関係



DV防止法に基づく保護命令に係る裁判所から警察への通知件数の推移

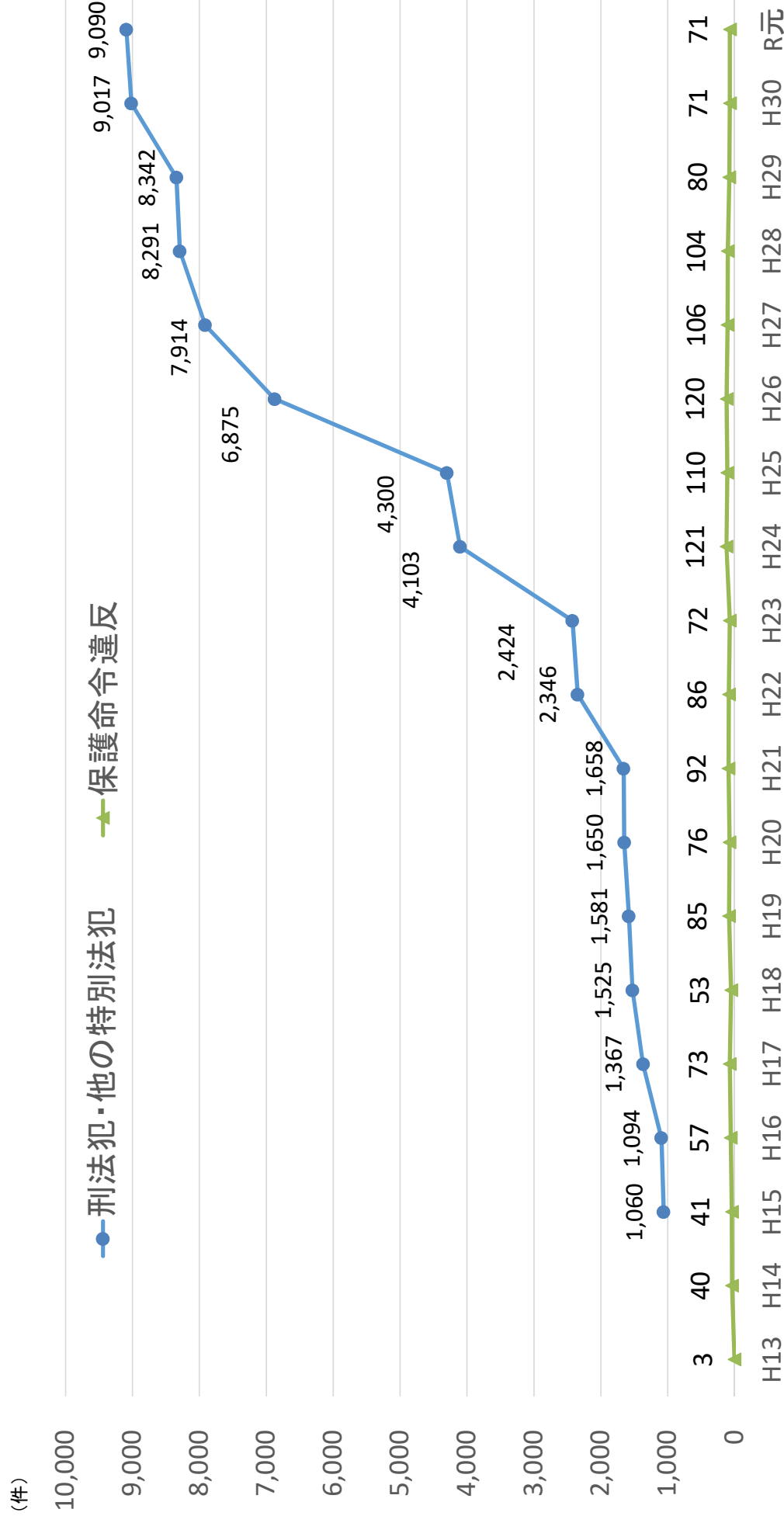
(件)

※ 保護命令：被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令



※ 統計は平成14年から集計

配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移



※ 刑法犯・他の特別法犯の統計は平成15年から集計

ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の概要 （平成12年法律第81号）

法の目的

ストーカー行為等について必要な規制を行い、その相手方への援助措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害発生を防止すること等を目的とする。

1 つきまとい等の禁止

- 恋愛感情等を充足する目的でつきまとい等をして、相手方に身体の安全、住居等の平穏、名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせることの禁止（3条）
- ※ つきまとい等を反復して行う行為は「ストーカー行為」として直罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

2 つきまとい等やストーカー行為を行った者に対する措置

つきまとい等の行為者が更に反復して当該行為をするおそれがあるときは、以下の措置を講ずることができる。

- 警察本部長等による警告（4条）
- 都道府県公安委員会による禁止命令等（5条）
- ※ 禁止命令等違反は2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

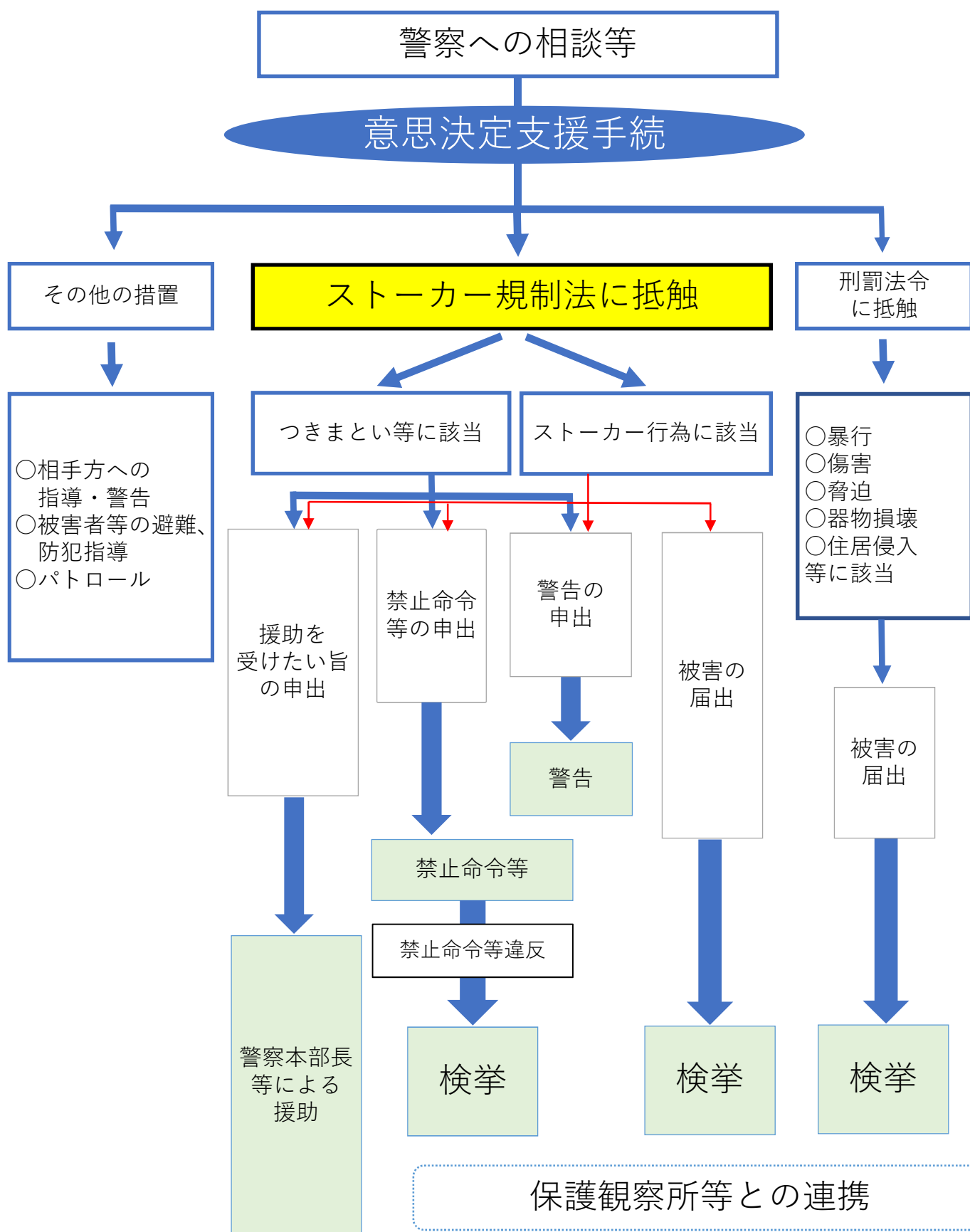
3 ストーカー行為等の相手方に対する措置等

- 警察本部長等の援助（7条）
- 職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置（8条）
- 避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮（9条）

4 ストーカー行為等の防止等に資するための措置

- 加害者を更生させるための方法、被害者の健康回復の方法等について、調査研究の推進（10条）
- 国及び地方公共団体によるストーカー行為等の実態把握、人材育成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力の措置（11条）
- ストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報提供の禁止（6条）

ストーカー事案における警察の対応



ストーカー規制法（平成28年改正規定）の運用状況

- 【平成28年改正ストーカー規制法施行経過】
- 1 平成29年1月3日施行 規制対象行為の拡大
→規制対象行為にうろつき、連続SNS等を追加
 - 2 平成29年6月14日施行 禁止命令等の制度の見直し
→○警告前置の廃止
○緊急禁止命令の新設
○禁止命令等に有効期間を設定（1年）

1 規制対象行為の拡大(平成29年1月3日施行)

	文書警告			禁止命令			ストーカー規制法違反の検挙		
	計	うろつき	連続SNS等	計	うろつき	連続SNS等	計	うろつき	連続SNS等
H29	343	88	255	68	30	38	147	53	94
H30	306	107	199	129	55	74	165	66	99

※ 平成29年の件数は改正ストーカー規制法施行(H29.1. 3)後の件数

※ 令和元年は未集計

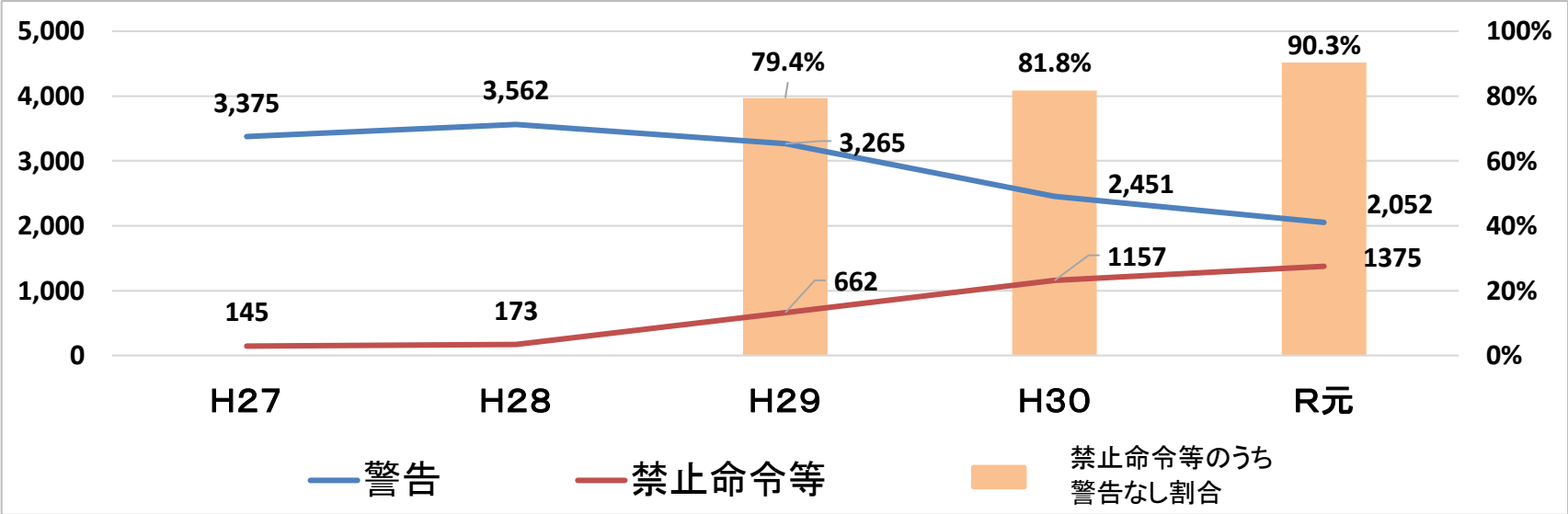
※ うろつきと連続SNSが競合する場合は「うろつき」1件と計上

2 禁止命令等の制度の見直し(平成29年6月14日施行)

ストーカー規制法に基づく警告は、平成29年から減少し、令和元年も2, 052件（前年比－399件、－16.3%）と減少。

禁止命令等は、平成29年から急増。令和元年も1, 375件（前年比＋218件、＋18.8%）と増加し、法施行後最多。

令和元年の禁止命令等のうち、警告なしは1, 242件であり、禁止命令等の実施件数の約9割を占めている。



	警告	禁止命令等	禁止命令等のうち警告なし割合			仮の命令
			うち警告なし	警告なし割合	うち緊急禁止命令等	
H27	3,375	145	—	—	—	0
H28	3,562	173	—	—	—	0
H29	3,265	662	463	79.4%※	267	0
H30	2,451	1,157	946	81.8%	483	—
R元	2,052	1,375	1,242	90.3%	601	—

※ 施行後の29年6月14日から12月31日までの間の禁止命令等(583件)に対する割合を記載

ストーカー行為等の規制等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状

態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。))に掲げる行為については、身体的安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体的安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前

条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、第三条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
 - 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令(以下「禁止命令等」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 公安委員会は、第一項に規定する場合において、第三条の規定に違反する行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、前項及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により(当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で)、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内(当該禁止命令等をした日から起算して十五日以内に次項において準用する同法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合にあつては、当該通知が到達したものとみなされる日から十四日以内)に行わなければならない。

- 4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項後段の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは「速やかに」と、同法第二十六条中「不利益処分を決定をするときは」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第五条第三項後段の規定による意見の聴取を行ったときは」と、「参酌してこれをしなければ」とあるのは「考慮しなければ」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
- 6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 7 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。
- 9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等を」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、禁止命令等及び第三項後段の規定による意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

(警察本部長等の援助等)

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為等の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
- 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(職務関係者による配慮等)

第八条 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、ストーカー行為等の相手方の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 3 国、地方公共団体等は、前二項に規定するもののほか、その保有する個人情報管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援)

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談

所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

- 2 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

（ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置）

第十一条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 ストーカー行為等の実態の把握
- 二 人材の養成及び資質の向上
- 三 教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発
- 四 民間の自主的な組織活動との連携協力及びその支援

（支援等を図るための措置）

第十二条 国及び地方公共団体は、第九条第一項及び前二条の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（報告徴収等）

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

- 3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十五条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(方面本部長への権限の委任)

第十六条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定める

ところにより、方面本部長に行わせることができる。

(公安委員会の事務の委任)

第十七条 この法律により公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができる。

2 方面公安委員会は、第十五条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長又は警察署長に行わせることができる。

(罰則)

第十八条 ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 禁止命令等(第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第二十条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第二十一条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。